別表第６の１のイの(1)の㈠中「1,299単位」を「1,288単位」に改め、同(1)の㈡中「981単位」を「973単位」に改め、同(1)の㈢中「703単位」を「697単位」に改め、同(1)の㈣中「635単位」を「629単位」に改め、同(1)の㈤中「583単位」を「578単位」に改め、同イの(2)の㈠中「1,170単位」を「1,160単位」に改め、同(2)の㈡中「884単位」を「876単位」に改め、同(2)の㈢中「633単位」を「627単位」に改め、同(2)の㈣中「572単位」を「567単位」に改め、同(2)の㈤中「525単位」を「520単位」に改め、同イの(3)の㈠中「1,138単位」を「1,128単位」に改め、同(3)の㈡中「854単位」を「847単位」に改め、同(3)の㈢中「604単位」を「599単位」に改め、同(3)の㈣中「538単位」を「533単位」に改め、同(3)の㈤中「494単位」を「490単位」に改め、同イの(4)の㈠中「1,090単位」を「1,081単位」に改め、同(4)の㈡中「825単位」を「818単位」に改め、同(4)の㈢中「589単位」を「584単位」に改め、同(4)の㈣中「533単位」を「528単位」に改め、同(4)の㈤中「481単位」を「477単位」に改め、同イの(5)の㈠中「1,076単位」を「1,067単位」に改め、同(5)の㈡中「811単位」を「804単位」に改め、同(5)の㈢中「576単位」を「571単位」に改め、同(5)の㈣中「518単位」を「513単位」に改め、同(5)の㈤中「466単位」を「462単位」に改め、同１のロの(1)中「728単位」を「722単位」に改め、同ロの(2)中「884単位」を「876単位」に改め、同ロの次に次のように加える。

ハ　経過的生活介護サービス費　別に厚生労働大臣が定めるところにより児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）別表障害児入所給付費単位数表（第10において「障害児入所給付費単位数表」という。）の第１に掲げるそれぞれの所定単位数に100分の94を乗じて得た単位数

別表第６の１の注１中「(4)まで」を「(5)まで」に改め、「（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第１号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。以下同じ。）」を削り、「第12から第16まで」を「第11から第15まで」に改め、「に応じ」の下に「（(5)に該当する場合にあっては、区分５とみなして、利用定員に応じ）」を加え、同注１の(1)中「第11」を「第10」に、「(2)、(3)及び(4)において」を「以下」に改め、同注１に次のように加える。

(5)　別に厚生労働大臣が定める者であって、区分１から区分６までのいずれにも該当しないもの

別表第６の１の注5中「又は旧法施設支援を受けている間」を削り、同注5を同１の注8とし、同１の注４を同１の注5とし、同１の注３の次に次のように加える。

４　ハについては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設において、指定生活介護等を行った場合に、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を算定する。

別表第６の１の注5の次に次のように加える。

６　イ及びロについては、指定障害福祉サービス基準第89条第３号（指定障害福祉サービス基準第223条において準用する場合を含む。）に規定する運営規程に定める営業時間が、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別に厚生労働大臣が定める割合を乗じて得た数を算定する。

７　一体的な運営が行われている利用定員が81人以上の指定生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等（以下「指定生活介護事業所等」という。）において、指定生活介護等を行った場合には、所定単位数の1000分の991に相当する単位数を算定する。

別表第６の２のイの(1)中「60人」を「20人」に改め、同イの(2)中「246単位」を「197単位」に改め、同(2)を同イの(3)とし、同イの(1)の次に次のように加える。

(2)　利用定員が21人以上60人以下　212単位

別表第６の２のロの(1)中「60人」を「20人」に改め、同ロの(2)中「166単位」を「125単位」に改め、同(2)を同ロの(3)とし、同ロの(1)の次に次のように加える。

(2)　利用定員が21人以上60人以下　136単位

別表第６の２のハの(1)中「60人」を「20人」に改め、同ハの(2)中「44単位」を「33単位」に改め、同(2)を同ハの(3)とし、同ハの(1)の次に次のように加える。

(2)　利用定員が21人以上60人以下　38単位

別表第６の２の注３の次に次のように加える。

４　平成24年４月１日から平成25年３月31日までの間は、イについては、利用定員が21人以上60人以下の場合は239単位、利用定員が61人以上の場合は221単位、ロについては、利用定員が21人以上60人以下の場合は154単位、利用定員が61人以上の場合は141単位、ハについては、利用定員が21人以上60人以下の場合は43単位、利用定員が61人以上の場合は37単位とし、平成25年４月１日から平成26年３月31日までの間は、イについては、利用定員が21人以上60人以下の場合は225単位、利用定員が61人以上の場合は209単位、ロについては、利用定員が21人以上60人以下の場合は145単位、利用定員が61人以上の場合は133単位、ハについては、利用定員が21人以上60人以下の場合は41単位、利用定員が61人以上の場合は35単位とする。

別表第６の３の注１中「指定生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等（以下「指定生活介護事業所等」という。）」を「指定生活介護事業所等」に改め、同表第６の４の注中「視覚障害者等の数を30」を「利用者の数を50」に改め、同表第６の８の注の(5)中「指定相談支援事業者」を「指定特定相談支援事業者」に、「第32条第１項」を「第51条の17第１項第１号」に改め、同表第６の10の注中「第５条第18項第２号」を「第５条第22項第２号」に、「第17条第１項第２号」を「第17条第２号」に、「平成24年３月31日」を「平成27年３月31日」に改め、同表第６に次のように加える。

11　延長支援加算

(1)　延長時間１時間未満の場合　61単位

(2)　延長時間１時間以上の場合　92単位

注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所等において、利用者（施設入所者を除く。以下この注において同じ。）に対して、生活介護計画等に基づき指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等を受けた利用者に対し、当該指定生活介護等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。

12　送迎加算　27単位

注１　別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設（国又は地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この12において同じ。）において、利用者（施設入所者を除く。以下この12において同じ。）に対して、その居宅と指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

２　別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しており、かつ、区分５若しくは区分６に該当する者又はこれに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の60以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設において、利用者に対して、その居宅と指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合には、さらに片道につき所定単位数に14単位を加算する。

13　障害福祉サービスの体験利用支援加算　300単位

注　指定障害者支援施設等において指定生活介護を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

(1)　体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合

(2)　障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合